

一貫教育推進会議の開催にあたって

校長 石田 俊司

本校における「一貫教育推進会議」は、学校運営の核となる極めて重要な組織です。本会議を円滑かつ効果的に運営するため、その法的根拠と役割について、以下の通り示します。

1. 本会議の法的根拠と役割

本会議は、法令に直接名称が規定されているわけではありませんが、以下の法的枠組みに基づいて、「校長の諮問機関(補助機関)」として位置づけられています。

◎ 学校教育法施行規則 第43条(校長の職務)

校長には「校務をつかさどり、所属職員を監督する」権限と責任があることが定められています。学校運営の最終決定は校長が行いますが、その判断をより適切で実効性のあるものにするため、各分野のリーダーである皆様の意見を聴く場が本会議です。

◎ 学校教育法施行規則 第44条(主任等の設置)

校務を分担するために教務主任や学年主任などの「主任等」を置くことが定められています。本会議は、これらの主任が一同に会し、校務の連絡調整を行う実質的な実働組織としての根拠を持ちます。

◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第33条

教育委員会が定める「学校管理規則」に基づき、学校には「職員会議」や「各種委員会」を置くことができるとされています。これが、本会議を設置・運営する直接的な内部規程の根拠となります。

2. 戦略的な意思決定の場として(学校組織マネジメントの確立)

文部科学省が推進する「学校組織マネジメントの確立」において、本会議のような企画組織の在り方は重要視されています。

特に本会議は、単なる事務的な連絡や「報告の場」に留まってはなりません。校長のリーダーシップのもと、教職員がチームとして機能するための「戦略的な意思決定の場」である必要があります。ここでいう「戦略的」とは、学校が抱える諸課題に対して、中長期的な視点や教育課程全体のバランスを考慮し、優先順位をつけながら具体的な解決策を練り上げることを指します。本会議での議論が、学校全体の教育活動の質を左右することになります。

3. 本校の中核としての自覚

本会議に出席する皆様は、本校における「ブレイン(頭脳)」であり、学校運営の中核を担う存在です。各分掌やブロックの代表として、専門的な知見と広い視野を持ち、学校の未来を創造する役割が期待されています。

4. 「報告」から「議論」へ

本会議の主眼は、資料を読み上げるだけの報告ではありません。提示された課題に対し、それぞれの立場から多角的に検討を行う「議論の場」です。活発な意見交換を通じて、より良い学校づくりのための「たたき台」を構築することが求められます。

5. 決定事項の推進

本会議において議論を尽くし、校長による簡易決裁を受けた内容は、本校の「決定事項」となります。決定された事項については、出席した皆様がその意義を十分に理解し、各現場において先頭に立って前向きに推進していくことが不可欠です。

6. 職員会議との関係性

かつて職員会議が議決機関化し、校長の権限を阻害していた状況を是正するため、1998年の中央教育審議会報告において、「職員会議は校長の補助機関である」と明確に定義されました。本会議は、この職員会議にかける前の「たたき台」を丁寧に作り上げる場であり、円滑な学校運営を実現するための鍵となります。

7. 機動的・組織的な運営を行う

学校の実情に応じて、この会議を「機動的」に活用することが重要です。◎迅速な判断～職員会議が「校長の補助機関」であるのに対し、一貫教育推進会議はより少人数で専門的な議論ができるため、急を要する課題や複雑な問題に対して、柔軟かつ迅速に方針を打ち出すことが可能です。

8. 職員会議の前の「たたき台」を練り上げる

本会議は、職員会議にかける前の教育計画や方針の「たたき台」を作る場として法的に位置づけられています。多角的な検討：各主任がそれぞれの専門的な立場から意見を出し合い、実効性のある案を作成します。特に、調整機能の活用を推進するために、各分掌や学年間の連絡調整（情報の行き違いの解消や矛盾の是正）をこの段階で完了させることで、学校全体の組織的な意思決定をスムーズにします、

9. 「主任」としての役割を全うする

出席する教職員（主任等）は、単なる参加者ではなく、以下の職務を意識して議論に臨む必要があります。◎指導・助言～自身の担当分野において、校長を助け、他の教職員に対して指導・助言を行う立場で発言します。◎連絡調整の徹底～会議で決定した事項や議論の経緯を、責任を持って自分の所属組織（ブロックや分掌）へ適切に伝え、推進します

以上、本校の教育活動をより高い次元へと導くため、本会議の重要性を再認識し、積極的な参画をお願いいたします。